平成２２年（フ）第２６７２号
大阪市旭区中宮３丁目８番９号　ロイヤル廣408号
債務者　田中　　進
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６８０号
大阪市此花区酉島１丁目11番３―606号
債務者　中山美智江
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４号
兵庫県加西市上道山町146番地
債務者　金澤　宏行
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第５７７号
香川県高松市香西南町654番地６、申立時の住所香川県高松市国分寺町新居1014番地７
債務者　植松　　悟
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４２８号
仙台市太白区緑ケ丘３丁目18番12号
債務者　菊田　　誠
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７０号
宮城県栗原市一迫真坂字鶴町210番地　市営鶴町住宅Ａ―６号
債務者　伊東　良知
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
福島市岡部字大旦218番地　パレーシャル岡部205
債務者　伊藤　京子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３８号
茨城県筑西市井上406番地３　井上市営住宅６号室、前住所茨城県筑西市船玉352番地
債務者　渡邉千香子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５４号
茨城県常総市本石下3351番地１
債務者　萩山　明子（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５７号
茨城県常総市杉山692番地
債務者　斎藤　富男
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５９号
茨城県常総市豊岡町乙1521番地１　サンハイツナガノ№５―103号
債務者　笠間　春美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第６２号
茨城県坂東市大崎144番地
債務者　三浦　鉄子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第７６号
茨城県筑西市旭ケ丘2916番地６
債務者　藤郷　常樹
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第８１号
茨城県古河市仁連1910番地19
債務者　嶋住　祐和
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第８２号
茨城県古河市仁連1910番地19
債務者　嶋住　孝子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第８７号
茨城県下妻市下妻丁434番地２
債務者　中里　耕一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第８９号
茨城県古河市上辺見362番地
債務者　生沼　桂子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第９０号
茨城県古河市中央町１丁目10番27号
債務者　生沼　典子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　水戸地方裁判所下妻支部